

【eLTAXとe-Taxの違い】電子申告に係るフローチャート

用語解説

eLTAX(エルタックス) ⇒ 地方税ポータルシステム

【市民税・県民税申告】

e-Tax(イータックス) ⇒ 国税電子申告・納税システム 【確定申告】

市民税・県民税申告に係る電子申告フローチャート

e-Taxで確定申告をした



eLTAXで電子申告不要

※1



いいえ

市民税・県民税の申告が必要

※2



※1：e-Taxで申告した内容は税務署から弘前市に転送される（時間を要することも）

※2：市民税・県民税の申告が必要かどうかは別チャートを要確認



はい

スマホ・マイナンバーカード
※3 がある



eLTAXで電子申告できない

※3：マイナンバーカード
読み取り対応可のスマート
フォン



はい

マイナンバーカードの2種類の
パスワードが分かる



いいえ



はい

eLTAXで電子申告



市民税・県民税

eLtax
個人住民税
電子申告
システム

弘前市HP
電子申告
ページ



申告方法が
分かる方は
こちらから

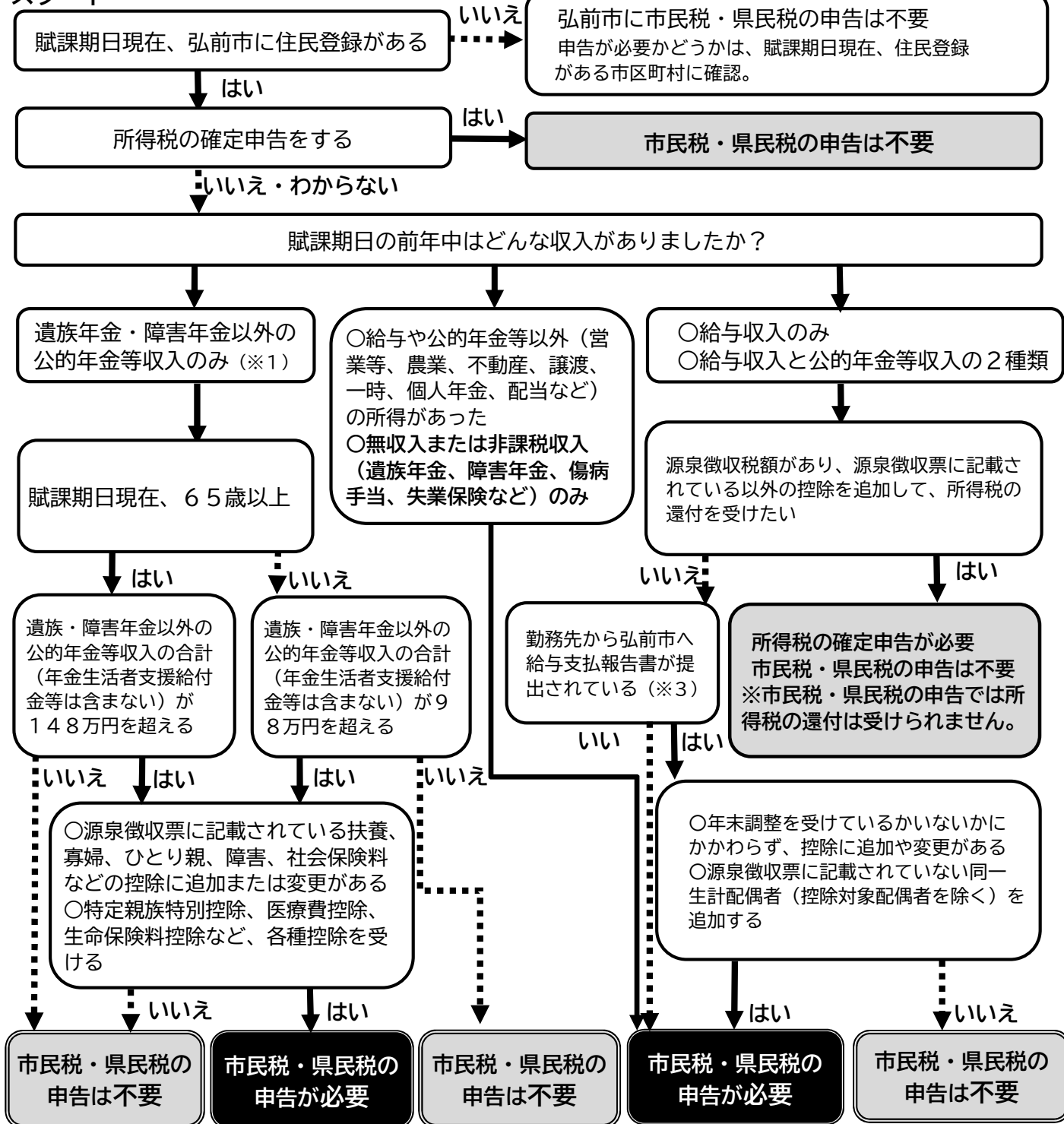
申告方法を
確認したい方は
こちらから

市民税・県民税申告フローチャート

ご自身が市民税・県民税の申告の必要がある場合は必ず期限内に申告をしてください。
提出期限を守らないと「所得・課税証明書」の交付が遅くなったり、公的サービスが受けられない場合があります。

【対象年と賦課期日】例) 令和9年度(令和8年分)市民税・県民税の申告⇒賦課期日：令和9年1月1日（申告対象収入等：令和8年中の収入等）

スタート



※1) 公的年金等（遺族・障害年金を除く）を受給している場合は源泉徴収票と同じ内容の書類が弘前市に提出されるため、それ以外の収入や控除の追加がない場合は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

※2) 無収入または非課税収入のみの方が申告されないと、所得課税証明書の合計所得金額欄は*表記になります。

※3) 複数の勤務先から給与が支給されていた場合は、その全ての勤務先から弘前市へ給与支払報告書が提出されていること。

【注意】 このフローチャートは、一般的な例を示しています。

なお、フローチャートにより市民税・県民税の申告が不要とされた人でも、所得税の納付または還付のために確定申告書の提出が必要となる場合や、各種保険料の算定・軽減・給付金や手当支給などのために市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。